令和９年度　松本市会計年度任用職員募集要項（消費生活相談員）

1　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
１名	松本市消費生活センターにおける相談業務全般 ・消費生活に関する相談及び苦情等への対応（助言、あっせん等） ・消費生活に関する啓発業務（講座講師、情報提供資料作成等） ・その他消費生活の安定及び向上を図るために必要なこと

2　勤務条件

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで （本人の能力、勤務成績、予算等を考慮して更新を判断）
勤務場所	松本市消費生活センター（松本市役所　市民相談課内）
報酬	月額２０８，４００円（令和８年度実績） ※国の人事院勧告により変動する場合があります。
諸手当	条例、規則等に定めるところにより通勤費相当額、期末・勤勉手当を支給
支給日	毎月２１日
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務日及び休日	⑴　勤務日：原則月から金 ⑵　休　日：原則土日祝日、年末年始
勤務時間	８時３０分～１７時１５分のうち７．５時間（休憩時間：１時間）
休暇	条例の定めるところにより年次有給休暇を付与 療養休暇及び特別休暇の制度あり
職員駐車場	原則なし なお、マイカー通勤は承認制になります。

3　応募要件

⑴　次のいずれかの資格を有する方

ア　消費生活相談員（国家資格）

イ　消費生活専門相談員（国民生活センター認定資格）

ウ　消費生活アドバイザー（日本産業協会認定資格）

⑵　パソコン操作（ワード、エクセルでの書類作成）ができる方

⑶　普通自動車運転免許があれば尚可

4　その他

⑴　採用となった場合、任用開始前に健康診断書を提出していただきます。